

☆日常生活傷害補償保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）のご説明です。ご契約前に必ずお読みください。ご契約者と被保険者の方が異なる場合には、この書面に記載の事項を被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要…保険の内容のご説明 **注意喚起情報**…特にご注意ください事項

☆ご契約の内容は、普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、重要な事項を抜粋して記載したものであり、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は弊社ホームページ（<https://www.nisshinfire.co.jp/>）のインターネット約款または「ご契約のしおり」をご参照ください。ご不明な点がありましたら、取扱代理店または弊社にお問合わせください。

1. 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み…**契約概要**

①商品の名称
日常生活傷害補償保険（日常生活コース、総合補償コース、こどもコース、交通傷害コース、キズいえ〜る）

②商品のしくみ
基本となる補償・セット特約、セットすることができる特約（任意セット特約）は次のとおりです。

【日常生活コース・総合補償コース・こどもコース・交通傷害コース・キズいえ〜る】

コース名	基本補償特約・セット特約	任意セット特約
日常生活におけるケガの補償	日常生活コース 基本補償特約（日常生活型） 総合補償コース 基本補償特約（日常生活型） +総合補償特約 こどもコース 基本補償特約（日常生活型） +育児費用補償特約	個人賠償責任危険補償特約 弁護士費用・法律相談費用補償特約 など
交通事故におけるケガの補償	交通傷害コース 基本補償特約（交通傷害型）	
日常生活におけるケガの補償（通院保険金のみ）	キズいえ〜る 基本補償特約（日常生活型） +基本補償支払限定特約（通院保険金のみ支払） +特定傷害一時金特約 +入院一時金特約 +手術一時金特約	個人賠償責任危険補償特約 弁護士費用・法律相談費用補償特約

自動的にセットされる主な特約

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約、危険運動補償特約

③被保険者の範囲

・被保険者の続柄および同居・別居の別は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

被保険者の範囲		本人 ^(注1)	配偶者 ^(注2)	本人の同居の親族 ^(注3) および別居の未婚の子	配偶者の同居の親族 ^(注3) および別居の未婚の子
コース・型					
日常生活コース	本人型	○	—	—	—
	家族型	○	○	○	○
	配偶者除く	○	—	○	—
	夫婦型	○	○	—	—
総合補償コース	本人型	○	—	—	—
	家族型	○	○	○	○
	配偶者除く	○	—	○	—
	夫婦型	○	○	—	—
こどもコース	本人型	○	—	—	—
	本人型	○	—	—	—
	家族型	○	○	○	○
	配偶者除く	○	—	○	—
交通傷害コース	本人型	○	—	—	—
	家族型	○	○	○	○
	配偶者除く	○	—	○	—
	夫婦型	○	○	—	—
キズいえ〜る	本人型	○	—	—	—
	本人型	○	—	—	—

（注1）申込書等の被保険者欄に本人として記載された方をいいます。以下同様とします。

（注2）本人の配偶者をいいます。以下同様とします。

（注3）本人の配偶者を除きます。

・個人賠償責任危険補償特約および総合補償特約個人賠償責任危険補償条項における被保険者の範囲は、次のとおりです。

①本人 ②配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族または別居の未婚の子

④未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等

（本人が未成年者もしくは責任無能力者である場合または②③のいずれかに該当する被保険者が責任無能力者である場合。ただし、本人または責任無能力者に関する事故に限ります。）

⑤本人の親権者の同居の親族または別居の未婚の子（本人が未成年者である場合）

※上記以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(2) 基本となる補償等

①基本となる補償…**契約概要** **注意喚起情報**

・「急激かつ偶然な外来の事故」により、被保険者がケガ^(注)をした場合に保険金をお支払いします。

（注）ケガには、日射または熱射による熱中症状および有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。以下同様とします。

保険金の種類（特約名）	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。	◇疾病・心神喪失によるケガ（例えば、歩行中に脳疾患により意識を喪失し転倒したためケガをした場合など） ◇妊娠・出産・早産または流産を原因としたケガ
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額×4%～100% ^(注1) をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、保険証券記載の死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 （注1）「後遺障害等級限定（第3級以上）補償特約」をセットした場合は、後遺障害等級の第1級～第3級死亡・後遺障害保険金額の78%～100%）までの後遺障害が補償の対象となります。	◇ ^{けい} 頭部症候群（いわゆるむちうち症）または腰痛等で医学的他覚所見のないケガ ◇ピッケル等登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、フリークライミング（スポーツクライミング ^(注3) を除きます。）等の危険な運動中および航空機操縦中のケガ （注3）登る壁の高さが5
入院保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、180日 ^(注2) を限度に入院保険金日額×入院日数をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。 （注2）「入院保険金支払限度日数変更特約」をセットした場合は、30日となります。	

手術保険金	ケガの治療のため、所定の手術を受けた場合に、次の計算式によって計算した金額を手術保険金としてお支払いします。 ア. 入院中に受けた手術の場合 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 10倍 イ. ア. 以外の手術の場合 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 5倍 ただし、1回の事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。	メートル以下のボルダリング、人工壁を登るリード、スピードをいいます。 ◇オートバイ・自動車競走選手、自転車競走選手、猛獣取扱者、プロボクサーなどの危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ◇地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ ◇無免許運転や酒気帯び運転中に生じたケガ など
通院保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診・訪問診療およびオンライン診療を含みます。）した場合に、30日（注4）を限度に通院保険金日額×通院日数をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。 （注4）「通院保険金支払限度日数変更特約」をセットした場合は、90日となります。	

② その他の特約…契約概要

特約の詳細および記載のない特約については「ご契約のしおり」をご参照ください。

保険金の種類 （特約名）	保険金をお支払いする場合
総合補償特約 （総合補償コースのみ）	個人賠償責任危険補償条項、携行品損害補償条項（新価払）、救済者費用等補償条項およびホールインワン・アルバトロス費用補償条項がすべてセットされます。ただし、ご希望により、一部の補償条項を補償対象外とすることができます。 【個人賠償責任危険補償条項】 国内外において被保険者の日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり他人の財物を壊した場合または他人より借りた財物を壊した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※示談交渉サービス付です。ただし、以下の場合は対象外です。 ・ 国外で発生した事故の場合 ・ 被保険者に対する訴訟が国外の裁判所に提起された場合 ・ 損害賠償請求権者（被害者）またはその代理人が国内に所在しない場合 など 【携行品損害補償条項（新価払）】 国内外において偶然な事故により携行品（被保険者が住宅外において携行する被保険者所有の身の回り品）に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。 【救済者費用等補償条項】 国内外において次の事由により契約者、被保険者または被保険者の親族が、遭難した被保険者の捜索等に要した費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に保険金をお支払いします。 ア. 被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 イ. 急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合 など 【ホールインワン・アルバトロス費用補償条項】 国内のゴルフ場において、被保険者がゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したことにより、贈呈用記念品の購入費用や祝賀会費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。
育英費用補償特約（こどもコースのみ）	国内外において急激かつ偶然な外来の事故によって、扶養者がケガを被り、その直接の結果として、扶養不能状態（注5）になった場合に、保険金額の全額をお支払いします。 （注5）「扶養不能状態」とは、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、または所定の後遺障害（両眼が失明したとき、咀嚼および言語の機能を廃した状態等）に認定された場合をいいます。

特定傷害一時金 (キズいえるのみ)	事故の日からその日を含めて180日以内に次の部位にそれぞれ次の症状が生じた場合に、部位・症状に対応する次の一時金をお支払いします。		
	部位	症状	一時金の額
	頭部	骨折 頭蓋内出血・血腫、脳挫傷、神経損傷・断裂	10万円 100万円
	顔面部（歯を除く）	神経損傷・断裂、眼球の損傷・破裂	10万円
	頸部	神経損傷・断裂 骨折、脊髄損傷・断裂	10万円 100万円
	胸部・腹部	骨折、筋・腱・靱帯の断裂（完全に断裂されるもの）	10万円
		臓器の損傷・破裂（手術を伴わないもの）	10万円
		臓器の損傷・破裂（手術を伴うもの）	100万円
	背部・腰部・臀部	骨折、筋・腱・靱帯の断裂（完全に断裂されるもの） 神経損傷・断裂 脊髄損傷・断裂	10万円 100万円 100万円
		上肢・下肢 (手指・足指を除く)	骨折、神経損傷・断裂、筋・腱・靱帯の断裂（完全に断裂されるもの） 欠損・切断
		100万円	
入院一時金 (キズいえるのみ)	事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、1回の事故につき10万円をお支払いします。		
手術一時金 (キズいえるのみ)	ケガの治療のために事故の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合に、1回の事故につき5万円をお支払いします。		
個人賠償責任 危険補償特約	左記、総合補償特約の【個人賠償責任危険補償条項】と同じ内容です。		
弁護士費用・ 法律相談費用 補償特約	以下の費用を1回の事故につき保険期間（注6）を通じて300万円を限度にお支払いします。 ・不測かつ突発的な事故により身体障害または財物の損壊等の被害を受けたことについて、相手方に法律上の損害賠償請求をするために負担した弁護士費用または法律相談費用 ・人格権損害（注7）またはその他の侵害（注8）による精神的苦痛の被害を受けたことについて弁護士委任を行う場合の弁護士費用または法律相談費用 （注6）保険期間が1年を超える契約については保険年度ごとに適用します。 （注7）不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害をいいます。 （注8）痴漢、ストーカー行為、いじめまたはいやがらせを受けることをいいます。		

③ 補償の重複…注意喚起情報

下記の特約（補償条項を含みます。）は、補償内容が同様の保険契約（傷害保険以外の保険契約にセットされる特約等や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。（ご本人だけでなく、ご家族の契約との重複もありえます。）。この場合、いずれか一方の保険契約からしか保険金が支払われず、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	個人賠償責任危険補償特約	自動車保険の日常生活賠償責任補償特約
②	育英費用補償特約	ジョイエ傷害保険キッズプランの育英費用補償条項
③	弁護士費用・法律相談費用補償特約	火災保険の被害事故弁護士費用等補償特約

④ 保険金額の設定…契約概要

保険金額・日額は、被保険者の年齢・年収等に照らして適正な金額となるように設定してください。また保険金額・日額には、引受の限度額があります。なお、次のいずれかに該当する場合、他の保険契約等と合算して、死亡・後遺障害保険金額が1,000万円を超えるご契約のお申込みはできませんのでご注意ください。

・被保険者の年齢が保険期間の始期日時時点で満15歳未満の場合
 ・保険契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者の同意がない場合
 ※保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。
 公的保険制度の概要については、金融庁のホームページ
 (https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

- ⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期…**契約概要** **注意喚起情報**
 ・保険期間：1年間（1年未満の短期契約も可能です。1年を超える長期契約をご希望の場合は、取扱代理店または弊社までご照会ください。）
 ・補償の開始：始期日の午後4時（これと異なる時刻が申込書等に表示されている場合は、その時刻）
 ・補償の終了：満期日の午後4時
 （注）自動継続特約（保険契約の自動継続に関する特約）がセットされた場合、1年間ずつ自動的に継続します。

（3）保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料決定の仕組み…**契約概要**

保険料は保険金額等によって決定されます。

② 保険料の払込方法…**契約概要** **注意喚起情報**

保険料はキャッシュレスにより払い込むことができます。
 ただし、ご契約の内容によっては、ご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	分割払（注）	一時払
口座振替・クレジットカード払（携帯電話方式）	○	○
コンビニ払・請求書払	×	○

（注）分割払の場合には、分割回数に応じた割増が加算されます。

＜現金払の場合＞

保険期間が始まった後でも、取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い…**注意喚起情報**

保険料払込期日の定められたご契約については、保険料を保険証券記載の払込期日までに払込みください。払込期日の翌々月末日までに保険料の払込みがない場合は、払込期日の翌日以後に発生した事故については保険金をお支払できません。また、ご契約を解除する場合がありますので、ご注意ください。分割払の場合で、死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求させていただくことがあります。
 ※第2回目以降の分割保険料について、払込期日の翌々月末日までに保険料の払込みがないことが2回あった場合は、最終回までの残りの保険料全額を一括で請求します。

（4）満期返れい金・契約者配当金…**契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. 契約締結時におけるご注意事項

（1）告知義務…**注意喚起情報**

保険契約者または被保険者にはご契約締結時に弊社が告知を求めた事項（告知事項）を正しくお申し出いただく義務（告知義務）があります。申込書等に記載された告知事項の内容が事実と異なる場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。

【主な告知事項】 申込書等に★または☆が付いた下記の項目です。

他にご加入の傷害保険契約（積立保険を含みます。）・共済契約の有無（有の場合はその内容）

（2）クーリングオフ（申込撤回または契約解除）…**注意喚起情報**

保険期間が1年を超えるご契約は、ご契約のお申込後であっても、クーリングオフを行うことができます。お申し出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。

この期間内に必ず、弊社宛に書面を郵送（8日以内の消印有効）いただくか、弊社ホームページ掲載のお問い

合わせフォームでご通知（8日以内の発信日有効）ください。

クーリングオフが行われた場合は、既にお支払いいただいた保険料は速やかにお客さまに返還します。弊社および取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。ただし、下記のご契約等は、クーリングオフを行うことはできません。

- ・保険期間が1年以下のご契約（「保険契約の自動継続に関する特約」をセットしたご契約を含みます。）
- ・営業または事業のためのご契約
- ・法人または社団・財団等が締結したご契約
- ・質権が設定された契約
- ・「通信販売に関する特約（インターネット用）」がセットされたご契約

表面（宛先）

〒330-9311
 埼玉県さいたま市浦和区
 上木崎二丁目七番五号
 日新火災海上保険株式会社
 クーリングオフ係 行

裏面（記載事項）

- ① ご契約をクーリングオフする旨の内容
- ② ご契約を申し込んだお客さまのご住所、ご氏名（押印）、お電話番号（ご自宅・携帯）
- ③ ご契約を申し込んだ年月日
- ④ ご契約を申し込んだ保険契約の内容（保険種類、証券番号・領収証番号）
- ⑤ ご契約の取扱代理店・仲立人名

（3）死亡保険金受取人…**注意喚起情報**

- ① 特に死亡保険金受取人を定めなかった場合
 死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- ② 死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合
 被保険者の同意を確認するための署名等をいただきます。なお、保険契約者と被保険者が異なるご契約を、被保険者の同意がないままにご契約されていた場合は、保険契約が無効となります。
 ※企業等が保険契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とする場合は、保険契約者から、被保険者（従業員等）のご家族等に対し、保険の加入についてご説明ください。
- ③ ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合
 被保険者の同意を確認するための署名等をいただきます。

3. 契約締結後におけるご注意事項

（1）変更が生じた場合にご連絡いただく必要がある事項…**注意喚起情報**

次の事実が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。

- ① 保険証券記載の住所を変更した場合
- ② 特約の追加等、契約条件を変更する場合
- ③ 被保険者を扶養する方が変更となった場合や被保険者が独立して生計を営むようになった場合（こどもコースの場合）

（2）解約返れい金…**契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申し出ください。解約時に保険料を返還または請求することがあります。なお、解約時に請求した保険料の払込みがない場合は、弊社からご契約を解除することがあります。また、解約返れい金は、原則として解約日から満期日までの期間分の保険料よりも少なくなります。

（3）被保険者からの解約…**注意喚起情報**

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、一定の条件を満たす場合には、その被保険者は保険契約者に対しこの保険契約の解約（その被保険者に係る部分に限ります。）を求めることができます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

4. その他ご留意いただきたいこと

（1）お客さま情報の取扱い…**注意喚起情報**

弊社は、保険契約に関して取得する個人情報を、保険契約の履行のために利用するほか、弊社、東京海上グループ各社および提携先企業の取り扱い商品・各種サービスのご案内・ご提供ならびに保険契約の締結、ご契約内容の変更等の判断の参考とするために利用し、業務委託先、国内外の再保険会社等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。詳細につきましては、弊社ホームページ（<https://www.nisshinfire.co.jp/>）をご覧ください。取扱い店または弊社までお問い合わせください。

○契約等の情報交換について

弊社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

(2) 重大事由による解除…**注意喚起情報**

下記に該当する事由がある場合には、ご契約を解除するとともに保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

- ①ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ②ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求に対して詐欺を行った場合 など

(3) 保険会社破綻時等の取扱い…**注意喚起情報**

引受保険会社が破綻した場合等には、保険金、解約返れい金等のお支払が一定期間凍結されることがあるほか、それらの金額が削減されることがあります。なお、弊社の傷害保険は「損害保険契約者保護機構」の補償の対象となります。詳細については、弊社ホームページ（<https://www.nisshinfire.co.jp/>）をご参照ください。

(4) 契約締結に関するその他のご注意事項…**注意喚起情報**

●取扱い店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱い店とご締結いただいても有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

●複数の保険会社による共同保険契約をご締結いただく場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

(5) 保険金の請求

この保険契約で補償される事故が発生した場合は、直ちに取扱い店または弊社にご連絡ください。保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり」に記載の保険金請求書類等をご提出いただく場合があります。

被保険者に保険金を請求できない事情がある場合に、代理人の方（配偶者（法律上の配偶者に限ります。）、3親等内の親族）が被保険者に代わって保険金を請求できる代理請求制度がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へ是非お知らせください。

損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

(6) 継続契約

保険金請求状況や年齢等によっては、保険期間終了後、ご契約をご継続できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

(7) 自動継続特約（保険契約の自動継続に関する特約）をセットされた場合の取扱い…**注意喚起情報**

自動継続特約とは、ご契約者と弊社との間にあらかじめ保険契約の自動継続についての合意がある場合に、保険契約が満了する日の契約内容と同一の契約内容（注）で自動的に保険契約を継続するものです。継続された保険契約の初日は継続前契約の保険期間が満了する日となり、保険期間は継続前契約と同一の期間となります。自動継続は、満期日の属する月の前月10日までにご契約者（または弊社）から申し出ることにより、停止することができます。保険金請求状況によっては、自動継続を停止させていただくことがあります。

（注）普通保険約款、特約、保険契約引受けに関する制度または保険料率等が改定された場合は、改定された日以降に継続された保険契約からご契約内容・保険料が変更されます。

(8) ご利用いただけるサービス

① 医療のサポート24（各種医療に関するご相談）

「日常生活傷害補償保険」をご契約いただいたご契約者、被保険者およびその親族の方が対象です。

② いじめ・嫌がらせ・痴漢等の被害に関する相談サービス

「日常生活傷害補償保険」に「弁護士費用・法律相談費用補償特約」をセットされたご契約者、被保険者およびその親族の方が対象です。

サービスの内容および利用方法等の詳細は弊社ホームページ

（<https://www.nisshinfire.co.jp/trouble/support.html>）をご参照ください。

※本サービスは、弊社提携先を通じてご提供いたします。なお、本サービス内容は予告なく変更または終了する場合がありますので、ご了承ください。

5. 用語および略称の説明

用語	説明
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
特約	オプションとなる補償内容等、普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。
普通保険約款	契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
扶養者	被保険者を扶養する者で申込書等の扶養者欄に記載された方をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に、弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	普通保険約款およびセットされた特約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
保険契約者	弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約に基づいて、保険契約者が弊社に払い込むべき金銭をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

< 弊社の相談・苦情・連絡窓口 >

お客さま相談窓口
フリーダイヤル 0120-17-2424
（受付時間 9:00~17:00（平日））

< 事故のご連絡 > 日新火災事故受付センター
フリーダイヤル 0120-232-233
（受付時間 24時間・365日）

< ご契約内容に関するご質問やご相談など >

日新火災テレホンサービスセンター
フリーダイヤル 0120-718-268
（受付時間 9:00~18:00（平日）
9:00~17:00（土日祝））

< 指定紛争解決機関 >

注意喚起情報

そんばADRセンター
（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）
一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談（自動車保険および自賠責保険のご説明や保険金請求手続のご案内など）に対応しています。
また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。
詳しくは、同協会のホームページ
（<https://www.sonpa.or.jp/>）
をご参照ください。
ナビダイヤル
（全国共通・通話料有料）0570-022808
（受付時間 9:15~17:00
（土日祝および12/30~1/4除く））

 **日新火災海上保険株式会社**

2023年2月作成版

ご契約内容確認事項（意向確認事項）

2019年10月改定

※「意向チェックシート」へのご記入およびご提出が必要なご契約の場合は、この「ご契約内容確認事項」でのご確認は不要です。
この確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客さまのご希望（ご意向）に沿った内容であること、お申込みをいただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各確認事項について、再度ご確認いただきますよう、お願い申し上げます。
ご確認にあたり、ご不明な点や疑問点がございましたら、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

確認 1	本保険は、ケガで入通院したり亡くなったりした場合等を補償する保険です。ご意向に合致しているかご確認ください。
確認 2	ご希望の「ご契約の型」「口数」等となっていることをパンフレット・加入申込書でご確認ください。
確認 3	保険商品が以下の点でお客さまのご希望に沿った内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。

- ・保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
- ・保険金額（ご契約金額）
- ・保険期間（保険のご契約期間）
- ・補償の重複について
- ・保険料・保険料払込方法

確認 4	被保険者の範囲をご確認ください。
---------	------------------

コース		被保険者の範囲		本人 (注1)	配偶者 (注2)	本人の同居の親族(注3) および別居の未婚の子	配偶者の同居の親族(注3) および別居の未婚の子
コース 日常生活	本人型	本人		○	—	—	—
		家族		○	○	○	○
	家族型	配偶者除く		○	—	○	—
		夫婦		○	○	—	—

コース		被保険者の範囲		本人 (注1)	配偶者 (注2)	本人の同居の親族(注3) および別居の未婚の子	配偶者の同居の親族(注3) および別居の未婚の子
コース 総合補償	本人型			○	—	—	—
		家族		○	○	○	○
	家族型	配偶者除く		○	—	○	—
		夫婦		○	○	—	—
コース 交通傷害	本人型			○	—	—	—
		家族		○	○	○	○
	家族型	配偶者除く		○	—	○	—
		夫婦		○	○	—	—

（注1）申込書等の被保険者欄に本人として記載された方をいいます。

（注2）本人の配偶者をいいます。以下同様とします。

（注3）本人の配偶者を除きます。

◎個人賠償責任危険補償における被保険者の範囲は、次のとおりです。

①本人 ②配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子

④未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等（本人が未成年者もしくは責任無能力者である場合または②③のいずれかに該当する被保険者が責任無能力者である場合）

⑤本人の親権者の同居の親族または別居の未婚の子（本人が未成年者である場合）

確認 5	申込書（加入申込書）への記載漏れ・記載誤りがないかをご確認ください。
---------	------------------------------------

以下の欄が正しくご記入されていることをご確認ください。

- ・「性別」「生年月日」「年齢」
- ・「他の保険契約等」

 日新火災海上保険株式会社

2019年4月作成版

傷害
団体用